

2024年11月28日

## 【モルディブ政府観光局】

### モルディブへのたばこ製品の持ち込みに関する新規則の施行を発表 ～電子たばこの全面規制を開始～

モルディブ政府観光局（MMPRC/Visit Maldives）は、モルディブに入国する際のたばこ製品持ち込みに関する新規則をお知らせします。

公衆衛生の促進を目的として、モルディブでは2024年11月15日をもって電子タバコデバイス、付属品、および部品の輸入が禁止されます。なお、翌月12月15日からは電子タバコデバイスの所持、使用、製造、販売、宣伝、および無償配布が禁止されます。この規制は、国内の居住者および訪問者のすべてに適用されます。

新たな規制を受け、「たばこ製品の包装および表示に関する規則」の第4次改正および「旅行者が持ち込む物品、個人使用品、および商業サンプルに対する免税ガイドライン」に基づき、**旅行者のたばこ製品持ち込みの制限が変更**されました。

観光ビザで入国する旅行者のみが対象となり、個人使用目的に限り、たばこ製品を以下のいずれかの条件で持ち込むことが可能です。

#### 免税対象の持ち込み可能な数量

- 紙巻たばこ：200本
- 葉巻：20本
- その他たばこ製品：250g まで

※電子たばこは税関にて保管対象

電子たばここと制限を超える数量のたばこ製品は、税関にて最長30日間保管されます。観光ビザで入国した旅行者は、モルディブ出国時にヴェラナ国際空港の出発ターミナルの税関カウンターで該当品を受け取ることができます。観光ビザ以外のビザで入国する者が持ち込むたばこ製品については、モルディブ保健省（Ministry of Health）が定める表示要件を満たさない場合、該当製品は税関により没収されます。

モルディブに滞在されるすべての旅行者におかれましては、これらの新規則を遵守いただきますようお願い申し上げます。この規制は国内全域で施行され、すべての方に適用されます。



+ (960) 332 3228  
info@visitmaldives.com  
visitmaldives.com



Maldives Marketing & Public Relations Corporation  
2nd Floor, Zonaria,  
Boduthakurufaanu Magu,  
20057, Male',  
Republic of Maldives



# PRESS RELEASE



## 【モルディブ政府観光局（MMPRC）について】

モルディブ・マーケティング&パブリック・リレーションズ・コーポレーション（Maldives Marketing & Public Relations Corporation 通称：MMPRC）は、“Maldives...The Sunny Side of Life”をスローガンに、インド洋に浮かぶ 1192 の島々から成るモルディブ諸島の観光マーケティングを担う、モルディブ政府公式観光促進機関です。360 度統合的マーケティング手法で世界の主要市場にモルディブの魅力を積極的に広めており、世界の主要 15 市場において PR および営業代理店を任命しています。モルディブ政府観光局管轄の下、モルディブは国際観光分野で絶大な認知、評価、賞を獲得しています。

モルディブ政府観光局公式サイト : <https://visitmaldives.com/en>  
日本公式 Facebook : <https://www.facebook.com/VisitMaldivesJapan/>  
日本公式 X : <https://twitter.com/JapanMaldives>  
日本事務所公式 Instagram : <https://www.instagram.com/visitmaldivesjapan/>



+ (960) 332 3228  
info@visitmaldives.com  
visitmaldives.com



Maldives Marketing & Public Relations Corporation  
2nd Floor, Zonaria,  
Boduthakurufaanu Magu,  
20057, Male',  
Republic of Maldives

